

令和8年度畜産生産基盤維持強化支援事業実施要領

令和8年3月23日 7畜第1090号

農林水産部長通知

(目的)

第1条 本県の畜産業は、農家の高齢化とともに、後継者・労働力不足等による離農の増加に加え、国際情勢の急激な変化による飼料、資材価格の高騰が経営を圧迫し、施設の更新や設備の導入等への投資を躊躇し、老朽化等による生産基盤の脆弱化が進んでいる。更に、農場周辺の混住化に伴う悪臭防止等環境対策は、経営継続に不可欠であり、生産基盤維持強化のための施設等の長寿命化や機能向上の改善が求められる。

このため、畜産農家をはじめとする地域の関係者が連携する畜産クラスターの仕組み等を活用し、畜産生産基盤を強化するための畜産施設等の整備、改修等並びに地域と調和した経営のための堆肥製造にかかる作業機械の取得に対する支援を行うことにより、本県畜産生産基盤の維持強化と生産性向上を図る。

(定義)

第2条 本事業における用語の定義については、次のとおりとする。

(1) 畜産クラスター協議会（以下「協議会」という。）

地域の関係者が連携し、地域一体となって畜産の収益力向上を図るため、畜産を営む者のほか、畜産関係者2者以上が参画し設立する協議会であって、運営を行うための事務局を設置し、かつ組織及び運営についての規約を定め、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有するものをいう。

(2) 愛媛県畜産クラスター計画（以下「県クラスター計画」という。）

地域の畜産振興を図るために協議会が定める、次の全ての項目が記載された計画であって、知事により認定されたものをいう。

ア 協議会の名称及び構成員と役割

イ 協議会の目的

ウ 中心的経営体の概要

エ 中心的経営体が行う取組みの概要及び成果目標

(3) 中心的経営体

県クラスター計画の実現に中心的な役割を担う者として位置付けられた、次の全ての要件を満たす畜産経営体又は畜産関係団体等をいう。

- ア 畜産経営の持続的発展に取り組む者
- イ 収益性の高い経営の実現のため、率先して計画に定められた取組みを
実践する者
- ウ 地域に貢献する意志を有し、地域や他の畜産関係者と連携する者
- エ 将来にわたり安定的に事業を継続することが見込まれる者

(4) 共同利用堆肥センター

畜産農家の家畜ふん及び家畜尿の混合物を堆肥化して、有機質肥料として譲渡する共同体組織をいう。

(事業の内容等)

第3条 本事業は、中心的経営体が行う次の(1)又は(2)の区分に示す取組み及び共同利用堆肥センターが行う(3)の取組みに対して補助金を交付するものとし、事業内容等は別表のとおりとする。

(1) 畜産施設改修支援

既存施設の機能向上に係る技術等や長寿命化に係る改修や増築、付帯設備の取得等に向けた取組み

(2) 地域環境に配慮した堆肥生産支援

良質堆肥の製造に係る作業機械の取得に向けた取組み

(3) 共同利用堆肥センターの機能向上支援

機能向上する良質堆肥の製造に係る施設等の改修、それに付随する堆肥製造に係る作業機械の取得等に向けた取組み

2 事業主体は、取組みを行う農場もしくは共同利用堆肥センターの所在する市町とする。ただし、中心的経営体の所在が当該農場と異なる場合にあっては、中心的経営体の存する市町を事業主体とすることも認める。

3 事業実施主体は、第1項の(1)及び(2)は、協議会とし、(3)は共同利用堆肥センター、農業協同組合または協議会等とする。

4 第1項の(1)及び(2)に係る事業の取組主体は、事業実施後10年以内に10%以上の収益向上又は生産効率向上を目標に掲げる中心的経営体とする。

5 第1項の(3)に係る事業の取組主体は、生産に係る計画書を提出した共同利用堆肥センター、農業協同組合もしくは共同利用組合等とする。

6 自己資金等により事業を実施中もしくは既に終了しているもの、又は事業主体以外から助成を受けようとするものについては、本事業の補助対象外とする。

(県クラスター計画の認定)

第4条 本事業の(1)及び(2)は、知事が認定した県クラスター計画に基づ

いて行うものとする。

- 2 協議会が知事による県クラスター計画の認定を受けようとするときは、計画の内容等について、事前に県（家畜保健衛生所）並びに事業主体となる市町と協議を行った後、愛媛県畜産クラスター計画認定申請書（様式第1号）を作成し、県クラスター計画他関係書類を添えて知事に提出するものとする。
- 3 県クラスター計画に本事業に係る複数の取り組みがある場合には、協議会は次の項目を考慮した上で取り組みの優先順位を決定するものとする。
 - (1) 将来的に地域において経営の継続が期待され、地域として育成すべき中心的な経営体の取り組みであること。
 - (2) 地域における受益の範囲が大きい取り組みであること。
 - (3) 地域における取り組みの先進性及びその地域への普及の期待度の高い取り組みであること。
- 4 知事は、協議会から第2項の申請を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、協議会に対し県クラスター計画の認定通知を行うものとする。
- 5 前項で認定された県クラスター計画を変更しようとする協議会は、愛媛県畜産クラスター計画変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、変更の承認を受けなければならない。

（堆肥生産利用計画書の認定）

- 第5条 本事業（3）について、事業実施主体は、事業実施後における堆肥生産利用計画を作成し、県の認定を受けるものとする。
- 2 堆肥生産利用計画の認定を受けようとするときは、計画の内容等について、事前に県（家畜保健衛生所）並びに事業主体となる市町と協議を行った後、愛媛県堆肥生産利用計画認定申請書（様式第3号）を作成し、その他関係書類を添えて知事に提出するものとする。
 - 3 知事は、事業実施主体から前項の申請を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に対し堆肥生産利用計画の認定通知を行うものとする。

（事業実施計画の承認申請）

- 第6条 事業主体がこの事業を実施しようとするときは、畜産生産基盤維持強化支援事業実施計画承認申請書（様式第4号）を作成し、前条により知事の認定を受けた県クラスター計画を添え、知事に提出するものとする。

(事業の承認)

第7条 知事は、事業主体から事業実施計画（変更）承認申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、事業主体に対し承認通知を行うものとする。

(事業の着手)

第8条 事業の着手は、原則として補助金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情によるときは、事業主体が定める交付規則等における交付決定前着手に関する規定に基づき、指令前着手届（様式第5号）を知事に提出するものとする。

2 事業の着手に当たり、取組主体は、入札又は見積もり合わせを行うなどにより事業費の低減に努めるとともに、当該契約に係る入札等に参加しようとする者に対し、指名停止に関する申立書の提出を求めるものとする。

(事業実施計画の重要な変更)

第9条 事業実施計画の承認を受けた事業主体は、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、畜産生産基盤維持強化支援事業実施計画変更承認申請書（様式第6号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 県クラスター計画に変更のあるとき。
- (2) 事業を中止しようとするとき。
- (3) 補助金を増額しようとするとき。

(事業の確認)

第10条 事業主体は、事業実施年度の末日までに事業を完了し、知事による実績確認を受けなければならない。

2 知事は、実施した事業の実績を書類及び現地調査等によって確認するものとする。

(成果目標の検証)

第11条 第3条の(1)又は(2)の事業実施主体は、第2条の(2)のエにより県クラスター計画に掲げた取り組みの成果目標について、達成状況を目標年度まで毎年検証するものとする。

- 2 事業実施主体は、補助事業の適正な執行を図るため、前項の検証結果について、知事に対して、事業実施翌年度から事業成果目標状況報告書（様式第7号、様式第7号-1）により提出しなければならない。
- 3 第3条の（3）の事業実施主体は、第5条の堆肥生産利用計画による取り組みについて、達成状況を目標年度まで毎年検証するものとする。
- 4 事業実施主体は、補助事業の適正な執行を図るため、前項の検証結果について、知事に対して、事業実施翌年度から事業成果目標状況報告書（様式第7号）により提出しなければならない。

（書類の提出）

第12条 この要領により知事に提出する書類は、所管の家畜保健衛生所を経由するものとする。

（他の施策等との関連）

第13条 継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、本事業の参加者は農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく家畜共済への積極的な加入に努めるものとする。

（その他）

第14条 この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

（1）畜産施設改修支援

ア 補助率（上限）	3分の1以内（1件あたり2,000千円） （但し、事業実施年度を起点に5年以内に就農または継承を受けた経営者について、1件あたり3,000千円）
イ 要件等	<p>○補助対象は、今後も畜産経営を継続する意欲がある畜産農家における中心的経営体にとって、既存施設の機能向上や長寿命化等に係る改修や増築、付帯設備を取得する取り組みとする。</p> <p>○補助対象経費は、次の（ア）～（エ）に示す機能向上や長寿命化に必要な畜産関連施設の補改修整備に係る経費（工事費、資材費、資材輸送費等）、及びこれに付帯する設備類の導入に係る経費（設備購入費、設備設置工事費、設備輸送費等）とする。ただし、乳用牛、肉用牛、豚、鶏（地鶏、キジ含む）の生産に係るものに限る。</p> <p>（ア）家畜飼養管理施設 牛舎、豚舎、鶏舎、搾乳施設、放牧場等</p> <p>（イ）家畜排せつ物処理施設 堆肥舎、堆肥保管施設、尿貯留槽、副資材保管施設等</p> <p>（ウ）飼料管理施設 飼料調製施設、飼料保管施設等</p> <p>（エ）畜産物加工施設 乳製品加工施設、食肉加工施設、集卵施設等</p> <p>○施設付帯設備類は、設置後は容易に物理的に分離できないか、又は施設で行われる生産工程の直接に関わるものとする。</p> <p>○事務所棟など人が居留することを主たる目的とする施設は補助対象外とする。ただし、家畜管理を行う従事者が農場に駐在する上で必要な施設については補助対象とする。</p> <p>○本事業において、過去に別の補助事業を活用して整備した施設を改修整備しようとする場合には、当該事業の規定に基づき適正な手続きを行った上で着手しなければならない。</p>

(2) 地域環境に配慮した堆肥生産支援

ア 補助率(上限)	3分の1以内(1件あたり2,000千円)
イ 要件等	<p>○補助対象は、(1)の事業に取り組んだ中心的経営体において、良質堆肥生産および堆肥販売に係る作業の導入する取り組みとする。</p> <p>○補助対象経費は、次の(ア)から(イ)に示す各対応する作業機械とする。</p> <p>(ア) 堆肥切返作業機械 ロータリー式攪拌装置、スクープ式攪拌装置、スクリー式攪拌装置、ホイールローダー(堆肥生産の用途に限る)等</p> <p>(イ) 堆肥販売機械 堆肥造粒機、堆肥袋詰め機、秤量機等</p> <p>○作業機械は、堆肥の生産および販売のために必要な作業機械とするため、堆肥散布機、堆肥運搬機、堆肥生産以外の作業機械、汎用性の高い作業機械(トラクター、ダンプトラック等)については補助対象外とする。</p>

(3) 共同堆肥センターの機能向上支援

ア 補助率(上限)	3分の1以内(1件あたり5,000千円)
イ 要件等	<p>○補助対象は、協議会会員を含む5戸以上の畜産農家が利用する堆肥センターとする。</p> <p>○補助対象経費は、共同堆肥センターの堆肥生産に係る施設の機能向上や長寿命化に必要な補改修整備に係る経費(工事費、資材費、資材輸送費等)、及びこれに付帯する設備類の導入に係る経費(設備購入費、設備設置工事費、設備輸送費等)とする。</p> <p>また、堆肥生産に係る(ア)から(ウ)に示す各対応する作業機械とする。</p> <p>(ア) 堆肥切返作業機械 ロータリー式攪拌装置、スクープ式攪拌装置、スクリー式攪拌装置、ホイールローダー(堆肥切返作業の用途に限る)等</p>

	<p>(イ) 堆肥散布機械 マニユアスプレッダー等</p> <p>(ウ) 堆肥販売機械 堆肥造粒機、堆肥袋詰め機、秤量機等</p> <p>○施設付帯設備類は、設置後は容易に物理的に分離できないか、又は施設で行われる生産工程の直接に関わるものとする。</p> <p>○事務所棟など人が居留することを主たる目的とする施設は補助対象外とする。</p> <p>○本事業において、過去に別の補助事業を活用して整備した施設を改修整備しようとする場合には、当該事業の規定に基づき適正な手続きを行った上で着手しなければならない。</p> <p>○作業機械は、堆肥の生産および販売のために必要な作業機械とするため、堆肥運搬機、堆肥生産以外の作業機械、汎用性の高いダンプトラック、トラクターについては補助対象外とする。</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------